

〒	-
様	
世帯主 ()	

受診者番号	
実施主体	
生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和
	年 月 日 (歳)
電話番号	

子宮頸がん検診（HPV検査単独法[※]）結果通知書

※ ヒトパピローマウイルス（HPV）という子宮頸がんを引き起こす可能性のあるウイルスの感染の有無を確認し、感染している場合は検診と同じ検体を用いて細胞診を行い、子宮頸部の細胞の異常を確認する検査です。

令和 年 月 日に実施した子宮頸がん検診（HPV検査単独法）の結果をお知らせいたします。

（注）○印があなたの検診結果です。

1. 精密検査不要

… 今回の検査の結果、異常は認められませんでした。
さらに詳しい検査を行う必要はありません。

今回の検査では子宮頸がんを引き起こす可能性のあるHPVの感染は確認できませんでしたが、不正出血があるなどの自覚症状があった場合は、すぐに医療機関（婦人科専門医）に直接ご相談ください。
また、症状がなくても5年に1度の検診を受けましょう。
（5年に1度以上頻繁に受けることは推奨しません）

2. ただちに確定精検（組織診）が必要

… 今回の検査の結果、**HPVが陽性かつ子宮頸部の細胞に異常が認められました。**子宮頸がんまたは前がん病変の疑いがありますので、さらに詳しい検査が必要です。

できるだけ早く（1ヶ月以内を目安）コルポスコピーと組織診での確定精検（精密検査）を受けてください。その際、コルポスコピーと組織診が可能な婦人科のある医療機関[※]を受診してください。

※ 受診できる医療機関は別紙「子宮頸がん検診（HPV検査単独法）で「ただちに確定精検（組織診）が必要」とされた方へ」を参考にしてください。検査の際の手続き等、詳しくは医療機関にお尋ねください。

<医療機関を受診するには以下のものを忘れずにご持参ください>

- ・ 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）結果通知書（本状）
- ・ 確定精検（組織診）依頼書 兼 結果報告書（同封）
- ・ 返信用封筒（同封）
- ・ マイナ保険証/健康保険証
- ・ 健康手帳（お持ちの方のみ）

3. 来年度に追跡検査（HPV検査）が必要

… 今回の検査の結果、HPVは陽性でしたが**子宮頸部の細胞には異常が認められませんでした。**
現時点では子宮頸がんや前がん病変の可能性は低いので、**ただちに医療機関を受診する必要はありませんが、経過をみる必要があります。**

来年度に自治体から届くご案内に従って、HPV検査を必ず受けてください。HPV検査は自治体の子宮頸がん検診の枠組みで行います。

HPVは子宮頸がんを引き起こすウイルスです。HPVウイルスに継続的に感染することで、将来子宮頸がんまたは前がん病変を発症するリスクが高くなります。しかしウイルスが自然に消失することもありますので、来年度の追跡検査（HPV検査）で陰性が確認できた場合は、その後の確定精検（組織診）や追跡検査（HPV検査）は必要なくなり、通常の子宮頸がん検診に戻ります。

不明な点がございましたら、受診された検診機関、市区町村担当課へご相談ください。

〒	-	担当	課	係
		電話番号		

子宮頸がん検診(HPV検査単独法)で「ただちに確定精検(組織診)が必要」とされた方へ

コルポスコピー・組織診ができる主な病院紹介

下記の病院一覧を参考に、確定精検(組織診)の予約をしてください。

病 院 名	診療科名	受付曜日	予約方法	予約受付時間	電話番号	備 考

(令和 年 月 日現在)

〒	-
様	
世帯主（	）

受診者番号			
実施主体			
生年月日	<input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 昭和	
	年	月	日（歳）
電話番号			

子宮頸がん検診（HPV検査単独法）における ただちに確定精検（組織診）受診のお願い

あなたは、令和 年 月 日に実施した子宮頸がん検診（HPV検査単独法）の結果、「ただちに確定精検（組織診）が必要」と判定されました。

子宮頸がんまたは前がん病変の疑いがありますので、まだ確定精検（精密検査）を受けていない場合は、できるだけ早く医療機関（※）で確定精検を受けてください。

※ コルポスコピーと組織診が可能な婦人科のある医療機関

該当する医療機関は別紙「子宮頸がん検診（HPV検査単独法）で「ただちに確定精検（組織診）が必要」とされた方へ」を参考にしてください。また、検査の際の手続きなど、詳しくは医療機関にお尋ねください。

子宮頸がんの多くは自覚症状がありませんので、「ただちに確定精検（組織診）が必要」と判定された場合には必ず確定精検（組織診）を受けてください。

精密検査を受けないと、がん検診の効果はなくなってしまいます。

<医療機関を受診する際には以下のものを忘れずにご持参ください>

- ・ 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）結果通知書（同封）
- ・ 確定精検（組織診）依頼書 兼 結果報告書（同封）
- ・ 返信用封筒（同封）
- ・ マイナ保険証/健康保険証
- ・ 健康手帳（お持ちの方のみ）

本状と行き違いに確定精検（組織診）を受診された場合にはご容赦ください。

不明な点がございましたら、受診された検診機関、市区町村担当課へご相談ください。

〒	-	担当	課	係
電話番号				

〒	-
様	
世帯主 ()	

受診者番号	
実施主体	
生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 (歳)
電話番号	

子宮頸がん検診(HPV検査単独法)における 来年度の追跡検査(HPV検査)受診のお願い

あなたは、令和 年 月 日に実施した子宮頸がん検診(HPV検査単独法)の結果、子宮頸がんを引き起こすヒトパピローマウイルス(HPV)は陽性でした。

細胞診で子宮頸部の細胞に異常が認められなかったため、現時点では子宮頸がんや前がん病変を発症している可能性は低く、ただちに医療機関を受診する必要はありませんが、経過をみる必要があります。

HPVの感染が継続すると、将来子宮頸がんや前がん病変を発症するリスクが高くなります。
来年度に自治体からお送りする案内に沿って、追跡検査(HPV検査)を受けてください。

＜追跡検査及び追跡検査後の大まかな流れ＞

- 追跡検査の方法は、検診と同じHPV検査です。自治体の検診事業の一環として実施しますので、ご自身で医療機関を受診されるのではなく、来年度に自治体からの案内に沿って受診してください。
- 来年度の追跡検査結果が陽性の場合(HPVの感染が継続している場合)：
子宮頸がん検診と同様に、検診と同じ検体を用いて子宮頸部の細胞の異常を確認します(細胞診)。細胞診の結果に応じて「ただちに医療機関での確定精検(組織診)※1」または再度の「来年度の追跡検査(HPV検査)※2」に分かれます。
 - ※1 自治体から、できるだけ早いうちにコルポスコピーと組織診が実施可能な医療機関を受診するようご案内が届きます。
 - ※2 今回と同様に、翌年度に自治体から追跡検査(HPV検査)のご案内が届きます。
- 来年度の追跡検査結果が陰性の場合(HPVは自然に消失することもあります)：
子宮頸がんや前がん病変になる可能性は低いため、その後の確定精検(組織診)や追跡検査(HPV検査)は必要なくなり、通常の子宮頸がん検診に戻ります。

不明な点がございましたら、受診された検診機関、市区町村担当課へご相談ください。

〒	-	担当 課 係 電話番号
---	---	----------------